

平成 23 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府 省 庁 名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税）		
要望 項目名	環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置の創設		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）として地方公共団体又は国から認定を受けた土地又は建物について、当該土地又は建物を、地方公共団体、地方公共団体を構成員に含む協議会又は認定特定非営利活動法人等が体験の機会の場として利用する場合、利用の程度に応じて、当該土地又は建物の所有者に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容 固定資産税及び都市計画税の減免措置を講じる。</p>		
関係条文	地方税法第 348 条第 2 項、第 702 条の 2 第 2 項		
減収 見込額	（初年度） 4 4 8 （ - ） （平年度） 4 4 8 （ - ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（ 1 ）政策目的 民間による自発的な環境保全活動の場の提供を促進し、子供から大人までの多様な主体が、多様な体験活動の機会を得やすくすることにより、環境保全活動を活性化する。</p> <p>（ 2 ）施策の必要性 21 世紀環境立国戦略（平成 19 年 6 月 1 日閣議決定）において位置づけられているように、いつでも、どこでも、誰でも環境教育を受ける機会が提供されることは極めて重要である。そのため、学びの場、体験の場を設けることが必要となってくるが、公設公営のものだけでは不十分であり、企業や国民等が有する自然豊かな土地や環境保全上意義のある建物が、環境教育や環境保全活動の拠点として新たに活用されることが、現在の課題となっている。</p> <p>第 171 回国会（平成 21 年通常国会）に提出された「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」改正案（民主党、自民党、公明党により案文が合意され議員立法により国会に提出。国会解散により廃案）においては、その第 20 条において、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者が体験の機会の場を提供する場合に、地方公共団体又は国からの認定を受けることができる制度の創設が盛り込まれた。また、第 20 条の 3 第 3 項においては、認定体験の機会の場を通じた環境保全の意欲の増進を効果的に推進するため、必要な財政上又は税制上の措置を講ずるよう努める旨の規定が盛り込まれた。</p> <p>こうした動きを踏まえ、いつでも、どこでも、誰でも環境教育を受ける機会が提供されるようにするため、固定資産税への特例措置を創設し、企業や国民等をはじめとする各主体による体験の機会の場の提供を促進し、当該体験の機会の場を公共の用に供することを促す必要がある。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	環境・経済・社会の統合的向上
	政策の達成目標	体験の機会の場として提供される土地又は建物の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久(土地又は建物が、長期間にわたり環境教育や環境保全活動の拠点として活用される必要があるため)
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	年間 75 件程度の適用が見込まれる
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	21 世紀環境立国戦略(平成 19 年 6 月 1 日閣議決定)において位置づけられているように、いつでも、どこでも、誰でも環境教育を受ける機会が提供されることが求められており、学びの場、体験の場を整備することが必要となってくるが、そのためには、国や地方公共団体等が自らそのような場を整備するのみならず、企業や国民等が有する自然豊かな土地や環境保全上意義のある建物が、環境教育や環境保全活動の拠点として新たに活用されることが有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	<p>いつでも、どこでも、誰でも環境教育を受ける機会が提供されるようにするためには、民有地である体験の機会の場を活用する必要があるが、民有地であるが故、体験の機会の場の自発的な提供を促す策を採る必要がある。</p> <p>体験の機会の場の認定は、環境保全活動の拠点としての継続性の担保を要件とするものであるため、認定を受けた土地・建物の所有者の権利は制約されるものとなっている。また、一定の期間、体験の機会の場を市町村等が使用することは、当該体験の機会の場を公共性の高い用途に供しているということができる。こうした権利制約、公益性を根拠として当該体験の機会の場に係る固定資産税への特例措置を創設することで、環境教育の場を創出し、また、公共の用に供するに当たってのインセンティブを与えることができ、自発的な体験の機会の場の提供を促進することが可能となる。したがって、当該措置は妥当である。</p> <p>なお、地方税法 348 条第 2 項第 1 号では、市町村等が公用又は公共の用に供する固定資産については非課税とされており、公共の用に供することを根拠として税制上の減免措置を講ずることは妥当である。</p> <p>また、現時点の適用見込みは 75 件程度であるが、環境分野における社会貢献への関心は非常に高いことから、本要望の実現により今後適用数は増加すると見込まれる。</p>
ページ	2 2	

税負担軽減措置等の適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	平成 18、19、21、22 年度に、環境体験学習への土地・建物の提供に対する特例の創設を要望